

【オーストラリア】2023年自然修復法の制定

専門調査員 海外立法情報調査室 内海 和美

* 2023年12月、豪州在来種の生物多様性の強化・保護活動への投資促進を目的として、同活動を行う土地所有者に対し取引可能なクレジットを発行するための法律が制定された。

1 背景及び経緯

豪州では、国家的重要性を有する環境の保護促進や生物多様性の保全等を目的として、1999年7月に「1999年環境保護及び生物多様性保全法」¹（以下「EPBC法」）が制定された。EPBC法は、施行から10年ごとの見直しが規定されており（第522A条）、それに従い2019年10月から第2回の見直しが行われ、2021年1月、最終報告書（サミュエル・レヴュー）²が公表された。その中で、EPBC法は「意図する成果が不明確」であり、しかも実施プロセス等が「複雑かつ煩雑」でコストがかかり「環境にとってほとんど恩恵がない」ため根本的な改正が必要である³とされ、環境オフセット⁴の改革（勧告27）、環境修復への民間部門の参加促進（勧告28）等の内容を含む合計38の勧告が行われた。

2022年12月、アルバニー（Anthony Albanese）労働党内閣は、サミュエル・レヴューへの対応として「ネイチャーポジティブ計画」⁵を発表した。同計画には、環境オフセット改革のほか、自然への投資を促進するための「自然修復市場（nature repair market）」⁶の法制化等が含まれていた。2023年3月29日、自然修復市場を法律に規定するための法案が連邦議会下院に提出され、上下両院での審議を経て、同年12月14日、「2023年自然修復法」⁷（以下「自然修復法」）が成立し、翌15日に施行された。

2 自然修復法の概要

自然修復法は、全21章248か条から成る⁸。本法の目的は、①豪州在来種の生物多様性の強化・保護、②生物多様性条約を含む、生物多様性に関する豪州の国際的義務履行に資すること、③種の新たな絶滅をゼロにする、豪州の国内目標達成への貢献等である（第3条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年3月12日である。□内は筆者による補足。

¹ Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999, No.91, 1999. <<https://www.legislation.gov.au/C2004A00485/latest/text>>

² “Independent Review of the EPBC Act - Final report,” 2020.10. <<https://epbcactreview.environment.gov.au/sites/default/files/2021-01/EPBC%20Act%20Review%20Final%20Report%20October%202020.pdf>> 豪州競争・消費者委員会元委員長のサミュエル（Graeme Samuel）教授に委託されたことから「サミュエル・レヴュー」と呼ばれる。2020年10月30日にEPBC法の所管大臣である環境大臣に最終報告書が提出され、2021年1月28日に公表された。

³ *ibid.*, p.viii.

⁴ environmental offset. 開発などの人間活動によって損なわれる生態系の損失を、汚染者負担の原則に則り、損失を与える主体の責任で、他の場所に生態系を復元・創造などすることにより損失を補償する仕組み。生物多様性オフセット（biodiversity offset）ともいう。田中章ほか「オセアニアにおける生物多様性オフセットの現状」『2009年度研究発表会要旨集』環境アセスメント学会, 2009, p.40.

⁵ “Nature Positive Plan: better for the environment, better for business,” Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water, 2022.12. <<https://www.dcccew.gov.au/sites/default/files/documents/nature-positive-plan.pdf>>

⁶ 企業等が行う自然への投資の要件に、当該土地の所有権又は保有権を不要とする仕組みの構築を図った。*ibid.*, p.4.

⁷ Nature Repair Act 2023, No.121, 2023. <<https://www.legislation.gov.au/C2023A00121/asmade/text>>

⁸ 各章の構成は次のとおりである。第1章：序章（第1条～第9条）、第2章：生物多様性プロジェクトの登録（第

本法により、特定地域（豪州の陸地、湖・河川、領海（低潮線から12海里以内）等）で実施される、在来種の生物多様性の強化・保護を目的とした活動（「生物多様性プロジェクト」。以下「プロジェクト」）を行う土地所有者（「プロジェクト提案者（project proponent）」。以下「提案者」。農業従事者、先住民族、自然保護団体、地方政府等）は、取引可能なクレジット（「生物多様性証明書（biodiversity certificate）」。以下「証明書」）を獲得することができ⁹、証明書を第三者（自然修復活動への投資希望者等）に売却した提案者は、それにより得た資金を更なる自然修復活動に充てることが可能となった。主な内容は、次のとおりである。

（1）生物多様性プロジェクト

プロジェクトは、提案者がクリーンエネルギー監督庁（Clean Energy Regulator. 以下「規制当局」）に「生物多様性市場登録簿」（第15章）への登録を申請し、規制当局が当該プロジェクトは豪州で実施され、方法論決定書（Methodology determinations）に沿っていると認めた場合等に登録される（第15条）。方法論決定書は、環境大臣が定める委任立法¹⁰であり、プロジェクト登録の要件、プロジェクトの実施方法、提案者の遵守事項等が規定され、方法論決定書の要件を遵守しない場合には民事罰が科される（第44条～第46条）。プロジェクトには、活動期間（activity period. 提案者が生物多様性の強化・保護の実施を要求される期間）及び永続期間（permanence period. プロジェクト及びプロジェクトにより影響を受ける生物多様性を監視・保護しなければならない期間）が設定され、後者は前者より長く、登録日の翌日から25年間又は100年間のどちらかを提案者が選択できる¹¹（第7条、第12条、第34条ほか）。永続期間終了時に証明書は効力を失い、規制当局により登録簿から削除される（第77条）。

（2）生物多様性証明書

提案者は、登録されたプロジェクトについて、証明書の発行を規制当局に申請できる（第67条）。規制当局は、当該プロジェクトが十分に進捗し、その結果生物多様性の成果が得られた、又は得られる可能性が高い等の要件を満たすと認めた場合には、証明書を発行しなければならない（第70条）。証明書は動産（personal property）であり、譲渡が可能である（第72条）。証明書の環境オフセットへの利用については、環境破壊が証明書の購入により正当化されることへの懸念等から緑の党が反対し、禁止が明記された（第76A条）。

10条～第34条）、第3章：複数のプロジェクト提案者（第35条～第43条）、第4章：方法論の決定（第44条～第65A条）、第5章：生物多様性証明書（第66条～第77A条）、第6章：連邦による生物多様性証明書の購入（第78条～第87条）、第7章：土地の権益（第88条～第95条）、第8章：適任者（Fit and proper person. 第96条～第99A条）、第9章：報告及び通知要件（第100条～第114条）、第10章：情報収集の権限（第115条～第119条）、第11章：監査（第120条～第138条）、第12章：クリーンエネルギー監督庁への生物多様性証明書の寄託（第139条～第142条）、第13章：[生物多様性証明書の]放棄要件（第143条～第152条）、第14章：生物多様性維持宣言（第153条～第158条）、第15章：[生物多様性市場]登録簿（第160条～第169条）、第16章：情報公開（第170条～第177条）、第17章：記録保持及びプロジェクト監視要件（第178条～第182条）、第18章：執行（第183条～第192条）、第19章：自然修復委員会（第193条～第210A条）、第20章：決定の見直し（第211条～第217条）、第21章：雑則（第218条～第237条）

⁹ 自然修復法第7条; “How the Nature Repair Market will operate.” Department of Climate Change, Energy, the Environment and Water website <<https://www.dcceew.gov.au/environment/environmental-markets/nature-repair-market/how-the-market-will-operate>> 生物多様性プロジェクトとして、在来種のカエル、魚等が生息できる湿地復元のための排水溝の撤去、マンガローブ、塩性湿地等回復のための防潮堤の撤去、絶滅危惧種の生息地となっている草原の保護等が例示されている。

¹⁰ legislative instrument. 法律の委任に基づいて立法府（議会）以外の機関が法規を制定すること、又はこのようにして制定された法規をいう。高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第5版』有斐閣、2016、p.32。

¹¹ “Nature Repair Market Bill 2023: Explanatory Memorandum,” House of Representatives, 2022-2023, p.44. <https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/legislation/ems/r7014_ems_d1d1f9f8-98c5-4c2a-8a44-e3db36180fbd/upload_pdf/JC009205.pdf;fileType%3Dapplication%2Fpdf#search=%22legislation/ems/r7014_ems_d1d1f9f8-98c5-4c2a-8a44-e3db36180fbd%22>